

ファーストバンク 外貨定期預金

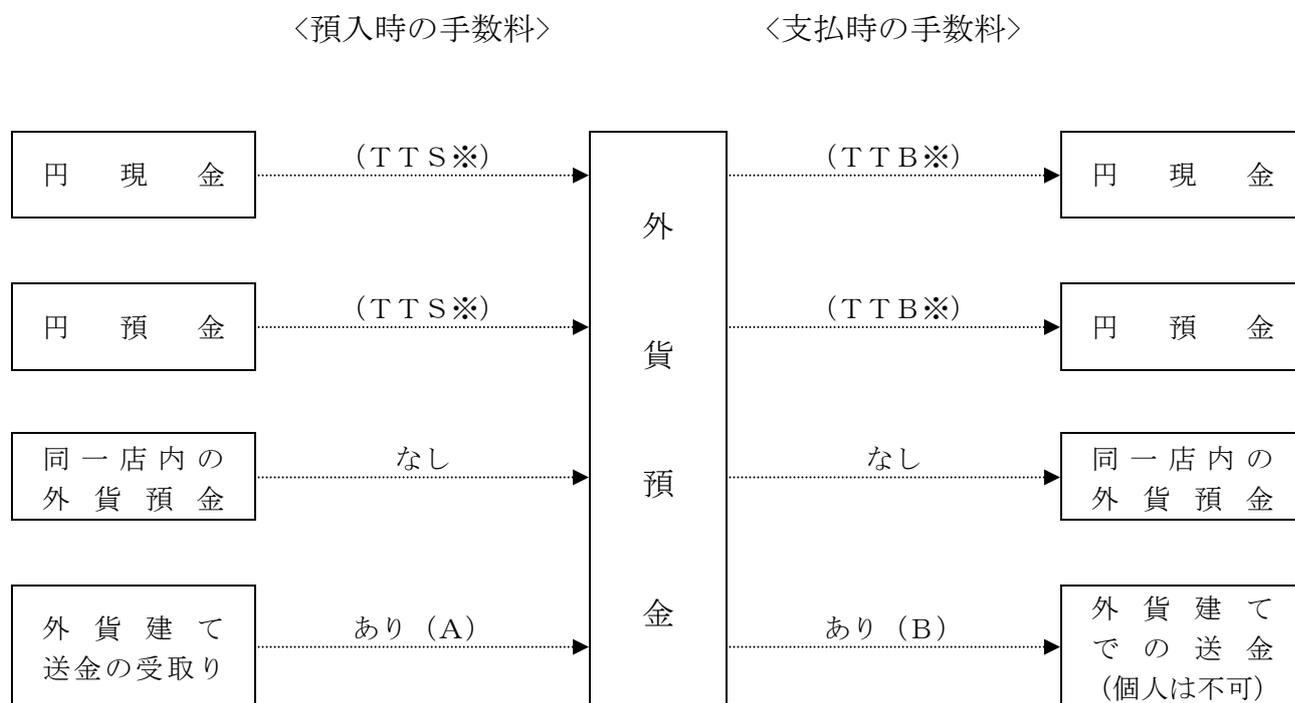
<先物予約なし>

令和6年7月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● ファーストバンク外貨定期預金オープン型
2. 販売対象	● 個人、法人を問いません。ただし個人のお客様は原則成年の方を対象とさせていただきます。
3. 取扱通貨	● 米ドル、ユーロの2種類
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 一括預入 ● 2,000米ドル以上、または2,000ユーロ以上 ● 1補助通貨単位(米ドルの場合、1セント)まで預入可能 なお、外貨現金での預け入れはできません。
5. 払出方法	● 満期日以後に一括してお支払い致します。 なお、外貨現金での預け入れはできません。
6. 取扱時間	● 米ドル建：営業日の午前10時頃(公表相場呈示)～午後3時まで ● ユーロ建：営業日の午前11時30分頃(公表相場呈示)～午後3時まで
7. 適用相場	● 円貨でのお預け入れ、お引き出しは、それぞれ当行が公表する当該通貨のTTS、TTB相場で換算します。当行のTTS、TTB相場公表前のお取扱いはできません。 ● 当日のTTS、TTB相場公表後に、金融市場の急激な変動によってTTS、TTB相場を変更することもあります。
8. 預入期間	● 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年及び1ヵ月以上1年以内の期日指定型
9. 預入利率	● 市場金利の動向に応じて決定します。預入時の利率は、満期日まで変わりません。
10. 適用利率の照会	● 預入日、通貨種類、預入金額、預入期間により異なります。適用利率については、窓口でお問い合わせ下さい。
11. 利息計算方法	● 1年を365日とする日割り計算で、利息も外貨で支払います。 (付利単位は、1米ドル及び1ユーロ)
12. 自動継続の取扱	● 預入期間が1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年の外貨定期預金については自動継続のお取扱いができます。 ・元利継続型：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 ・元金継続型：前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、お利息はあらかじめ指定された同じ通貨の外貨普通預金口座、または円の普通預金口座に入金します。
13. 満期日以後利息 (除く、自動継続)	● 解約時の外貨普通預金金利を適用します。
14. 中途解約	● 原則としてお取扱いきれません。やむを得ず当行が認め、中途解約される場合は、解約時の外貨普通預金金利が適用されます。
15. 手数料	● 預入時(TTS)及び受取時(TTB)には、米ドル建外貨定期預金の場合それぞれ

	<p>1円（往復で2円）、ユーロ建外貨定期預金の場合はそれぞれ1円50銭（往復で3円）かかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預入方法及び払出方法によっては、別途手数料がかかる場合があります。詳しくは、「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご参照下さい。
16. 元本欠損リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨定期預金は為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回るリスク（為替変動リスク）があります。また、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料（米ドル建の場合1ドルにつき2円、ユーロ建の場合1ユーロにつき3円）がかかるため、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。
17. 利子課税	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人のお客様・・・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ● 法人のお客様・・・15.315%（国税15.315%）の総合課税が適用されます。ただし、非課税法人の場合は非課税です。 <p>※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、国税は15.315%の税率となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外貨定期預金には、マル優はご利用いただけません。
18. 為替差益への課税	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人：総合課税（雑所得として確定申告が必要です）となります。 但し、年収が2,000万円以下の給与所得の方で、給与及び退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間20万円以下の場合は、申告不要です。なお、為替差損については、雑所得から控除することができます。他の所得区分との損益通算はできません。 ● 法人：総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。
19. 先物為替予約	<ul style="list-style-type: none"> ● 預け入れ期間中、先物為替予約により満期時の受取円貨額を確定できます。しかし、一旦締結された先物為替予約は、原則として取消できません。
20. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となっていません。
21. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ございません。
22. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	<ul style="list-style-type: none"> ● ございません。
23. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要事項については、原則お預け入れの都度「契約締結前交付書面」にて、ご説明させていただきます。詳しくは、窓口におたずね下さい。
24. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
25. お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ● お取引店、または事務統括システム部（TEL：076-461-3879）までお問い合わせください。

外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場



※ 米ドル建ての場合TTSとTTMの差及びTTBとTTMの差は、それぞれ1円です。
 ユーロ建ての場合TTSとTTMの差及びTTBとTTMの差は、それぞれ1円50銭です。

【手数料体系】 ・外貨預金と同一通貨で、上記(A)から(B)までのお取引を行う場合の手料は、次の通りです。なお、これらの手数料には、消費税はかかりません。

(A) リフティングチャージ (お取引外貨額の0.05% (最低2,500円))

(B) リフティングチャージ (お取引外貨額の0.05% (最低2,500円) + 送金関連手数料)

(注) リフティングチャージとは、ある外貨から異なる外貨への両替を伴わず、同一の通貨建てで外国為替取引を行う際にかかる手数料のことです。